



## 活動報告： 全国里親大会かごしま大会に参加しました

平成 27 年 10 月 24,25 日の両日に鹿児島県霧島市の霧島ロイヤルホテルで「第 60 回全国里親大会かごしま大会」が開催されました。日本列島の南端という遠く離れた地での開催であったためか、北海道からの参加者は何時になく少なく、当里親会からは二家族（中兼、水島）の参加に止まりました。それでも地元の里親会の皆さんを始めとした熱烈な歓迎を受けて、交流と研修の有意義な二日間を過ごすことが出来ました。



会場の霧島ロイヤルホテル

初日は開会式の後、厚生労働大臣および全国里親会長の表彰が行われ、全国から 134 組の里親さんがそれぞれ表彰状または感謝状を贈呈されました。北海道からは 5 組の里親さんが受賞されました。引き続き参加者は 5 つの分科会に分かれ、思春期・青少年養育の取り組み方や、赤ちゃん養育・真実告知などの切実なテーマについて熱のこもった発表と討論が行われました。その後、夜に大人と子ども約 400 名が集った交流会が開催され、ディナーコースの料理と地元の皆さんの民謡や踊りなどが披露され、賑やかで睦まじい交流の一時を過ごしました。



盛大に催された交流会



元里子の子たちが民謡を唄う



地元里親さんの華麗な奄美の踊り

二日目は、鹿児島市で講演会講師、作家、タップダンサー、ボランティア団体の主催者など、多彩に活動しているバーバラ植村さんによる「前向きに生きるために－ダメ思考からプラス思考に－」の記念講演と、全体集会が行われました。バーバラ植村さんは 1948 年に日本人の父とイタリア人の母の次女としてアメリカで生まれました。ビジネスで渡米していた植村さんと知り合って結婚、1984 年に鹿児島に来ましたが、言葉の壁や生活習慣に阻まれ、精神的に落ち込んで入院するまでに至りました。しかし、前向きに生きることを決意し、努力と笑顔で二人の子育て（歌手の A I さんは長女）をサポートするなど、人生は変えられることを実感しました。そのきっかけは、「前向きなことだけやってね！＝ネガティブなことがあっても前向きに考え、前向きな行動だけしていくとだんだんハッピーになる」とのアメリカのお母さんの言葉だそうです。

「人生でいちばん必要なこと」を初めとして著書も多数あります。「人は考えた通りになる」だから、マイナスの方向を考えずに、プラスの方向のことだけを考えること、朝から良いことだけを考えましようとの話しは、聴いていてよく分かりました。また、子育てで大事なのは「あなたは下手・ダメ」と親が言う」とそういう人になってしまうので「できない」とは絶対に言わないこと。毎日 80%褒めて 20%叱ることが大切ということも、とても参考になりました。



元氣あふれるバーバラ植村さん

全体集会では、里親会活動に大きな地域差があるので、全国里親会がもっと指導・支援をして欲しいとの意見がありましたが、画一的な活動よりも地域の独自性を育てることが必要との意見もありました。また、里親やファミリーホームを優先する社会的養護の実現に向けて、いっそうの努力が必要であることも確認されました。

来年の第 61 回全国里親大会を茨城県水戸市で開催することが報告され、茨城県里親会長から歓迎の言葉と大勢の方が参加されることを期待するとの挨拶がありました。

**お知らせ :平成 27 年度中央地区里親会研修会(冬期宿泊研修)について**

例年の恒例となっている中央地区里親会研修会（冬期宿泊研修）ですが、本年度の開催日時と場所が決まりましたのでお知らせします。

- 日時：平成 28 年 1 月 30 日（土）午後 1 時 ～ 31 日（日）
- 場所：NTT 北海道セミナーセンター（札幌市中央区南 22 条西 7 丁目）

研修内容や参加費などの詳細については現在、研修担当役員の佐藤雅樹さんを中心に検討を進めているところです。決まりましたら案内状とプログラムなどを会員に郵送します。会場は里親会としては初めての利用ですが、研修室、体育館、宿泊室、浴室、レストランなどを備え、料金もかなりリーズナブルに設定されているとのことです。



研修室・宿泊室・体育館等

元気あふれるバーバラ植村さん

昼間の研修と夜の交流会、さらにその後の二次会は会員同士はもとより、中央児童相談所の方や里親支援専門相談員とも膝を交えてゆっくりと懇談できるよい機会ですので、ぜひ大勢の皆さんが参加されて、里親としての資質向上に加えて、里親促進に向けた活動の一端となることを期待します。

**情報：児童手当(旧子ども手当)について**

既に子どもの委託を受けている会員にはご承知のことと思いますが、児童手当（旧子ども手当）について 10 月の全国里親会メーリングリストで論議が交わされていました。その概要は次のようです。

■以前、子ども手当が施設の子どもの支給されなかった当時から名称と金額は変わりましたが、児童手当を貯蓄するといくらになるか、里親もきちんと話していくべきだと思います。着服したとあらぬ疑いをかけられないためにも、専用の通帳に入れて管理する必要があります。子担児福司は、定期的に通帳を確認することで、透明性を図ることができると思います。これは、児童養護施設も同じです。乳児院・児童養護施設から子どもが来た時、児童手当の通帳を持っていなければ、説明を求めべきだと思います。そして、支給開始から里親委託までの額を要求すべきです。それを子ども名義の通帳にいれ、以降支給される児童手当は、その通帳で管理していくことが大切です。（竹中@親が育てられない子どもに家庭を！里親連絡会）

■里親家庭にいる子どもに下りる児童手当（旧子ども手当）については、見解や方針が統一されていないと思います。施設で暮らしている子どもたちの児童手当は全額貯金されているようですが、里親家庭やファミリーホームでは、児童手当のために子ども専用の通帳をつくっていても、全額を貯金する人もいれば、「子どものためになら使っていない」と考え、使っている人もいます。養育者だけでなく、都道府県によっても考え方や方針が異なっていて、担当の児童福祉司から「(児童手当で)子どもの服でも買ってください」と言われた里親さんもいるとか。子どもが家庭復帰するとき、児童手当の貯蓄額が実親の予想より少なく、トラブルになった例もあると聞きました。家庭養護における児童手当をどのように位置づけるのか、全国的な統一見解が必要だと思います。（フリーライター 村田）

■一般家庭における児童手当は、養育している保護者に支給されますが、児童福祉施設や里親が養育している場合、そこで暮らす児童自身に直接支給されることになっています。里親の場合は、一旦里親の口座に振り込まれた後に、里親が児童本人の口座に振り込むという形になります。つまり児童手当は児童の将来の自立のための準備金という意味合いもあるので、生活費の一部として使うことは二重手当になるので、できるだけ控えなければなりません。もし使わなければならない場合でも、その理由と帳票類を記録し通帳と共に管理しておく必要があります。そして自立する時や家庭復帰が叶った場合は、速やかに児童に帰属させることになります。ただ、一般家庭では自由に使える収入が増えるのに対して、里親はそうではないという点で若干の不公平感が残るのは自分だけでしょうか。（もりと）